

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会設立総会

○ 第1号議案 第16回障害者芸術・文化祭実行委員会の設立について

それでは、第1号議案「第16回障害者芸術・文化祭実行委員会の設立」について説明をさせていただきます。

総会資料の次第の次のページ、1ページを御覧ください。

実行委員会の設立趣旨でございます。

冒頭でございますように、「障害者芸術・文化祭は、平成13年度に第1回大会が大阪府で開催」されております。

資料にはございませんが、まず、障害者芸術・文化祭が始められた経緯について説明させていただきます。

平成5年に、障害者基本法が改正施行され、「障害者は、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」旨の基本理念が定められました。

平成7年12月には、国において、平成8年から14年までを計画期間とする「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、その中で、障害者の芸術・文化活動の振興は、障害者の生活を豊かにするとともに、社会参加を促進する観点から極めて有意義であることから、障害者の参加する芸術祭や展覧会などの開催を支援することなどにより、その振興を図ることとされました。これを受け、平成13年度に、厚生労働省において開催要綱が定められたものであります。

設立趣旨の2行目に戻りますが、「これ以降、毎年度開催されており、障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に大きな役

割を果たしてきております。」

「こうした中、平成 27 年 1 月 9 日、平成 28 年度に第 16 回障害者芸術・文化祭を愛知県で開催することが決定しました。」

ここで、本県での開催が決定に至る経緯に触れさせていただきたいと思えます。別綴じの参考資料の 2 ページ、厚生労働省の定める開催要綱をご覧ください。

4 の(2)をご覧くださいますと、「開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とする。」とされております。この規定は、平成 24 年の要綱改正により、それまでの「開催を希望する都道府県から厚生労働大臣が決定する」から改められたものでございまして、参考資料の 3 ページをご覧くださいますと、国民文化祭との同年度開催は、第 9 回となった 21 年の静岡県を初めての例として、25 年の山梨県、27 年の鹿児島県、そして、28 年の本県となっております。

昨年 11 月に平成 28 年度の第 31 回国民文化祭の本県での開催が内定した後、厚生労働省から同年度の障害者芸術・文化祭の開催について照会があり、障害のある方の社会参加、及び、障害に対する理解を更に深める絶好の機会となるものとして、開催を希望したものでございます。

設立趣旨に戻りますが、

「本県において初めての開催となり、全国的な交流を通じ、障害のある方の社会参加と障害に対する理解の、更なる促進に寄与するものと期待されます。」

そして、「第 16 回障害者芸術・文化祭を成功させ、活かしていくためには、本県での開催にふさわしい相違と工夫を凝らした障害者芸術・文化祭とするとともに、全県を挙げて開催気運の醸成を図っていくことが重要であります。」

ここで今一度、参考資料 2 ページの厚生労働省の開催要綱をご覧ください。3 の(1)に「開催地都道府県は、芸術・文化祭に必要な企画及び実施のため、実行委員会を組織する。」とされております。

そこで設立趣旨の最後の三行になりますが、「こうしたことから、県内関係機関及び団体等の皆様方の御理解と御協力を得て、開催の準備及び運営を進めていくこととし、第16回障害者芸術・文化祭実行委員会の設立」を御提案するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会設立総会

○ 第2号議案 第16回障害者芸術・文化祭実行委員会会則（案）について

それでは、第2号議案「第16回障害者芸術・文化祭実行委員会会則（案）」について説明させていただきます。総会資料の3ページを御覧ください。

まず、第1章総則でございますが、名称は、第1条にありますように、「第16回障害者芸術・文化祭実行委員会」でございます。

次に、第2条・目的でございますが、障害者芸術・文化祭の準備、運営、実施等に必要なる事業を行うことを目的といたします。

次に、第2章組織でございますが、第3条にありますように、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長には愛知県知事、副会長には愛知県副知事を充て、委員は関係機関及び団体の役職員等から会長が委嘱するとしております。

次に、第4条の監事でございますが、会長が委嘱し、会計その他の事務を監査していただくこととしております。

次に、第5条・顧問及び参与でございますが、会長が委嘱し、御意見・御助言をいただいております。

次に、第6条の任期でございますが、前条までの役職の任期は、第14条の規定に基づき、実行委員会が目的を達成し解散する日までとなります。

4ページにまいりまして、第3章会議でございます。

第7条で置くこととする総会は、第8条第1項にありますように、会長、副会長及び委員で構成し、第2項にありますように、会長が招集し、議長となることとしております。

総会の審議事項は、第3項各号に掲げる事項となります。

また、第4項により、委員の過半数の出席がなければ開会することができず、第5項にありますように、議事は出席委員の過半数の同意をもって決することといたしております。

なお、第6項で代理出席を、第7項で書面による表決について規定させていただいております。

なお、第8項において、会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができることとさせていただいております。

次に、第4章の幹事でございますが、この規定は、「国民文化祭実行委員会」の会則にはない規定でございます。第9条第1項から第3項にありますように、審議に当たり委員を補佐する幹事を、会長の委嘱により設置してまいりたいと考えております。

設置の理由でございますが、障害者芸術・文化祭に当たりましては、障害のある方への周知、作品の募集、展示、来場、鑑賞方法などに様々な配慮が必要と考えられますので、より詳細な検討を行うため、委員を補佐する幹事を設置することとしたものでございます。

第4項にありますように、幹事のうちから幹事長を、会長の指名により置くこととし、第5項にありますように、幹事長が必要に応じて幹事会を開催することとしております。

次の第5章・第10条には、会長の専決処分について定めております。

次の5ページの第11条にありますように、事務局は、愛知県健康福祉部障害福祉課内に置くことといたします。

次に、第7章会計でございますが、第12条にありますように、経費は負担金その他の収入をもって充てることとし、第13条で会計年度を定めております。

次に、第8章解散でございますが、第14条にありますように、目的が達成されたときに解散するものとし、残余財産は第15条にありますように、愛知県に帰属するものいたします。

最後に、補則として、第9章・第16条にありますように、会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとしております。

なお、附則の会則の施行期日でございますが、この会則について御承認をいただけましたら、本日2月20日から施行させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会第1回総会

○ 第1号議案 第16回障害者芸術・文化祭実施要綱（案）について

それでは、第1号議案「第16回障害者芸術・文化祭実施要綱（案）」についてを説明させていただきます。

まず、参考資料の2ページ、厚生労働省の開催要綱をご覧ください。6にございますように、芸術・文化祭の詳細を定める実施要綱につきましては、この開催要綱に則り、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省と協議して決定することとなっているものでございます。

本日は、この実施要綱の構成（案）等につきまして、御審議をいただきたいと存じます。

それでは、総会資料の9ページを御覧ください。

1 構成の(1)基本理念でございますが、本県の障害者の芸術及び文化活動のポイントを整理した上で、基本理念を記すこととし、次の10ページの2(1)のとおり、

- 厚生労働省の定める障害者芸術・文化祭の目的
- あいちアール・ブリュット展など、本県におけるこれまでの取組
- 障害者芸術・文化祭の開催を機に、障害者の社会参加と障害に対する理解の、更なる促進を図っていく。

ことを骨子として、今後、基本理念を練り上げてまいりたいと考えております。

9ページにお戻りいただきまして、(2)の名称でございますが、大会の正式名称につきまして、10ページの(2)にございますように、先催県の例にならい、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」と定めてまいりたいと考えております。

9ページ(3)の主催者でございます。参考資料2ページの厚生労働省の開催要綱の2(1)のとおり、厚生労働省・開催地都道府県である愛知県・開催地市町村・障害者関係団体等の共催により開催することとし、開催地都道府県である愛知県が代表を務めることといたします。

次に、(4)の開催期間でございます。「あいちトリエンナーレ2016」に引き続く「第31回国民文化祭」に併せて平成28年秋に開催することとし、開催期間は、休日等を含んだ概ね1週間以内を基本といたしますが、参考資料の4ページ、上段の表の「④開催期間」をご覧ください。先催県のうち12県とほとんどのところが、週末を含めた3日間以内で開催しておりますので、トリエンナーレ閉会後の10月末から、障害者週間の最終日となります12月9日までの間の、金・土・日の3日間で開催してまいりたいと考えております。

次に、総会資料9ページの(5)の事業内容でございます。次の10ページ2(3)にありますように、「①芸術・文化祭」と「②ふれあい交流」の2本建てで実施してまいりたいと考えております。

「芸術・文化祭」では、アにありますように、絵画・陶芸・写真・書道等の美術作品、及び、詩・短歌・俳句・川柳等の文芸作品の展示と、イにありますように、音楽・演劇等の舞台芸術について、分野を設けてまいりたいと考えております。

また、「ふれあい交流」では、授産製品展示販売・補助犬の紹介・手話教室等のブースの設置及び講演会・シンポジウムの開催、バリアフリー映画の上映等の事業を展開してまいりたいと考えております。

9ページにお戻りいただきまして、(6)の事業計画につきましては、(5)で掲げた事業について、開催日や期間、会場等を記してまいります。会場につきましては、愛知芸術文化センターなど名古屋市内を中心に、検討してまいりたいと考えております。

次に、(7)のシンボルマーク・マスコットキャラクターでございます。

まず、シンボルマークにつきましては、国民文化祭とは異なり全国的に統一されたものがございません。こうした中、参考資料4ページの下段の表の⑦をご覧くださいと、シンボルマークの作成は「なし」とするところが多く、5ページの上段右に集計しておりますように15県中12県が作成していない状況にあります。本県においても作成しないこととしてまいりたいと存じます。

引き続き、参考資料 4 ページ下段の表の⑧のマスコットキャラクターをご覧ください。これまで 5 県が活用しておりますが、独自に作成したところはありません。5 ページの中段を見ていただきますと、国民文化祭との同年度開催県 3 県のうち、マスコットキャラクターを使用しなかった静岡県を除き、国民文化祭と同じマスコットキャラクターを使用しております。こうしたことから総会資料 9 ページ(7)にございますように、国民文化祭で使用する、愛知県の文化事業のマスコットであります、からくりロボットの「“ブンゾー”」を使用することとし、国民文化祭と一体となって開催気運の盛り上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、(8)の愛称・ロゴマークでございます。参考資料 4 ページ下段の表の⑨をご覧くださいと、これまでほとんどの県で大会の愛称を設定し、また、同年度開催県におきましても、5 ページの下段にありますように、設定する場合は、国民文化祭とは異なる愛称が設定されております。本県におきましても、本県開催の障害者芸術・文化祭にふさわしい愛称を設定してまいりたいと考えております。

また、その愛称をデザイン化・記号化したロゴマーク、参考資料の 5 ページの下段に山梨県の例を掲載させていただいておりますが、先催県では、その行の一番右に集計しておりますように、ロゴマークの作成の有無が相半ばしているところでございます。先ほど御説明申し上げましたように、シンボルマークを設けないこととしておりますので、広報活動に活用するため、ロゴマークについては作成してまいりたいと考えております。

愛称・ロゴマークにつきましては、この方針を御承認いただけましたら、実施要綱決定後、速やかに広報活動に活用できますよう、主催者代表の県において決定してまいりたいと考えております。

最後に、9 ページの(9)にありますように、「第 31 回国民文化祭」との連携についても、記してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

第16回障害者芸術・文化祭実行委員会第1回総会

○ 第2号議案 平成27年度事業計画(案)及び平成27年度収支予算(案) について

それでは、第2号議案「平成27年度事業計画(案)及び平成27年度収支予算(案)について」説明させていただきます。

まず、総会資料の12ページで、全体スケジュールについて説明をさせていただきます。本日の第1回総会の結果を踏まえまして、7月に開催を予定する第2回総会に向け、実施要綱案の策定を進めてまいります。実施要綱を御承認いただいた7月以降には、各種広報活動を実施してまいります。来年3月には、第3回総会を開催し、平成28年度事業計画案等を御審議いただきたいと考えております。更に、来年7月には第4回総会を開催し、開催準備状況を御報告させていただきます、秋の障害者芸術・文化祭に繋げてまいりたいと存じます。この間、必要に応じて、幹事会を開催し、詳細な検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、再来年3月には、第5回総会を開催し、実行委員会の解散という運びになります。

これを踏まえ、11ページにお戻りください。

平成27年度事業計画(案)でございます。

まず、1の実行委員会総会等の開催でございます。

(1)の第2回総会と(2)の第3回総会、及び、(3)の幹事会を開催してまいります。幹事会につきましては、現時点で具体的な日程は決めておりませんが、4月になりましたら、できる限り早い時期に第1回の幹事会を開催し、その後も適宜開催してまいりたいと考えております。

次に、2の開催業務の推進でございますが、開催に係る企画の検討を行うとともに、開催に向けて準備を進めてまいります。

最後に、3の広報活動の展開でございますが、芸術・文化祭の周知を図り、関心を高めるため、関係機関と協力して、

- (1) のポスターや広報グッズ等の作成、各種イベントでの広報キャンペーン
- (2) の Web ページや SNS 等を活用した情報発信
- (3) プレイベントの開催

といった各種広報活動を展開してまいります。

次に、13ページを御覧ください。平成27年度収支予算（案）でございます。

収入の部は、1 負担金として、愛知県から273万2千円を予定しております。なお、この二分の一について、国からの補助金の充当を予定しております。

なお、開催当年度となります平成28年度につきましては、国10/10で3千万円余が見込まれるところでございます。

収入合計といたしましては、2の諸収入の預金利子1千円と合わせ273万3千円を計上いたしております。

一方、支出の部では、

- 1の総務費として、実行委員会の運営費及び事務局費として43万4千円、
- 2の広報宣伝費として202万8千円、
- 3その他として、27年度開催の鹿児島県など先催県の状況調査費27万1千円の、合計273万3千円を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。